

こ う け ん で こ う け ん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2025年1月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

明けましておめでとうございます。旧年中はお世話になりました。本年も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願ひいたします。

2025年は十二支の干支でいうと巳年です。努力を重ね、物事を安定させていく縁起の良い年だそうです。天災などに見舞われず平穏無事で、努力する人が活躍できる1年になることを祈りたいと思います。

さて、今回は相続人の中に成年被後見人が含まれる場合の相続、について解説しています。この場合、相続手続きが実際に動き出すと、独特の空気感に包まれます。なぜかという、成年被後見人（認知症などになっている本人）には遺産分割協議において法定相続分を確保しなければならない、遺言があれば遺留分を確保しなければならない、とその他の相続人全員が配慮し、同じベクトルを向くからです。元々揉めている相続だとそういう空気感はないかもしれませんが、円満な相続を望む一族の場合は特にそうです。

一方で、成年被後見人本人は何も主張できないことが殆どです。その代わりに成年後見人が一番相続でアピールしますが、他の健全な相続人がなかなかできない「堂々と主張する」ということができることに成年後見人は独特の爽快感を感じるものなのです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

◆◆◆相続人の中に成年被後見人が含まれる場合◆◆◆

相続が発生すると、遺言書等がない場合には相続人全員で遺産分割協議をして、誰が何をどのように相続するかを決めます。相続人の中に成年被後見人がいる場合は、成年被後見人は単独で法律行為（遺産分割協議、相続放棄）を行うことができないため、代わりに成年後見人が遺産分割協議に参加します。

ここで注目すべきは、成年後見人は成年被後見人の権利を守らないといけないということです。つまり、成年後見人は成年被後見人に不利益なことをしてはならず、**法定相続分の財産を確保しなければなりません。**（遺産が負債を上回る場合は相続放棄をすることもあります）さらに、54号（2024年8月1日発行）で紹介したとおり、遺産分割協議・相続放棄を行う場合は、**家庭裁判所へ連絡する必要があります。**

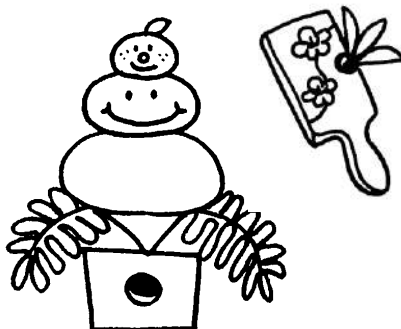
このとき、遺産分割協議書案や遺産目録、不動産の全部事項証明書、預貯金通帳のコピー等と共に、法定相続分が確保されているか否か、または相続放棄をする理由を記載して報告します。もし合理的な理由があり法定相続分を確保しなかった場合にはその理由を説明することになりますが、家庭裁判所はあくまでも成年後見人の裁量で、という回答になるので、後日、成年後見人としての責任を問われる可能性はあります。

また、55号（2024年9月1日発行）のとおり、**成年後見人自身も相続人に含まれる場合は一方の利益が他方の不利益に繋がる利益相反行為に該当するため、成年後見人が代理することはできません。**遺産分割協議のための特別代理人の選任申立てにより選任された特別代理人が成年後見人の代理人となります。尚、成年後見監督人が選任されていれば監督人が成年被後見人の代理をするため、特別代理人を選任する必要はありません。

IKUKO



重度の認知症や知的障害のある方は、自身では内容を正確に理解し判断することが困難であることから、相続が発生し遺産分割協議をする際に不利益が生じる可能性があります。そうならないためにも、判断能力のない相続人がいる場合には成年後見人を選任する必要が出てきます。判断能力のない相続人と遺産分割協議を行った場合、その遺産分割協議書は無効となりますので注意してください。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆

